

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧  
(長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定関係)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H22年3月15日	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	島田 亨
2	H22年3月15日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
3	H22年3月15日	KDDI株式会社	代表取締役社長兼会長	小野寺 正
4	H22年3月15日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	深田 浩仁
		イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

## 意見書

平成22年3月15日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0004

(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(ふりがな) ふじょん こみゆにけーしょんず かぶしきがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく しまだ とおる

代表取締役社長 島田 亨

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年2月22日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度はNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案につき、意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

下記のとおり接続約款の変更案に対する弊社意見を提出させていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しく願い申し上げます。

認可申請された平成 22 年度の長期増分費用方式に基づく接続料は、接続料規則に則り算定されましたが、結果としてき線点 RT～GC 間伝送路コストの加算率上昇およびトラヒック減少等の影響を受けることによって、GC 接続および IC 接続を始めとした接続料が値上りに転じております。

今後も見込まれるトラヒック減少そして接続料上昇が続くことになれば、接続事業者としては事業継続性に影響し受け入れ難いことから、次期 LRIC モデルのみならずトラヒック算定等のプライシングを含めた接続料低減に資する抜本の見直しを要望いたします。

以上

## 意見書

平成 22 年 3 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 2 月 22 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく平成 22 年度の接続料等の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

今回、東日本電信電話株式会社殿並びに西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)より認可申請がなされた平成 22 年度の長期増分費用方式にもとづく接続料は前年度比で約 15%増(GC 接続 3 分間当たり)の大幅な値上げとなっています。

通常、民間企業同士の契約であれば、仮に取引価格上昇の要因が発生したとしても一方的な値上げは行われず、価格交渉等によりこれまでの水準に据え置く判断がなされる等の市場原理が機能するものであり、実際に過去の事業者間協議の事例を見ても、需要の減少やコストの上昇等接続料の上昇要因が見られる中でも事業者の経営努力により接続料の値上げをせずに水準を据え置く事例も存在しています。

しかしながら、現行制度ではNTT東西殿の接続料については、省令等に定められたルールに従って、半自動的に値上げが行われるものとなっており、このことは、本来、市場原理に任せていては解決しない問題にのみ行政が介入してルール整備を行うという規制本来の在るべき機能を果たしていないばかりか、寧ろ市場原理の下では簡単には生じ得ない接続料の上昇という結果を招いており決して看過できない状況といえます。

そもそも、長期増分費用方式による接続料算定は、ドミナント事業者に潜在的に存在する非効率等を排除すること等を目的に導入されたものですが、現状では実際のコストよりも高額になるという逆転現象<sup>※1</sup>も確認されており、ルールに従っているとの理由のみで実コストよりも高額なコストに基づく接続料の支払いを強要されることは、接続事業者に過度の負担を強いることとなり、極めて問題がある状況といえます。

このような逆転現象を起こすこと自体が長期増分費用モデルの限界を示しており、現行の規制が市場原理の価格交渉機能よりも劣るとの結果は、規制本来の目的を果たさないばかりか寧ろドミナント事業者を擁護し競争事業者の競争力を削ぐという歪んだ結果を人為的に導き出すという諸外国にも例を見ない構造的な問題をはらんでいる状況といえます。

日本はメタルから光への移行、レガシーサービスから IP サービスへの移行において、諸外国に先んじている状況にあり、いわば情報通信事業分野における課題先進国であるといえます。

そうした情報通信分野における課題先進国である日本は、様々な課題に対して世界に向けてベストプラクティスを示すべき立場にあるといえ、世界の情報通信をリードするという観点からも総

---

※1 NTT 東西殿の平成 20 年度接続会計報告書によれば、NTT 東西殿合計で長期増分費用方式での算定コストが 568,377 百万円、実際費用方式での算定コストが 464,209 百万円となっており、長期増分費用での算定結果が 104,168 百万円高になるとの検証結果が示されています。

務省殿には諸外国の模範となる新たなルール作りを期待するところです。

以上のことから、弊社共は平成 22 年度の接続料を現行水準に維持・凍結すると共に接続料算定方法の抜本的見直しを含め現行規制の在り方自体を早急に見直していただくことを強く要望します。

以上

# 意見書

平成22年3月15日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年2月22日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

長期増分費用(LRIC)方式に基づく平成22年度の接続料については、平成17年度から行われたNTSコストの段階的な控除による値下げ効果が平成21年度に終了したことによって、トラフィック減少による上昇を相殺できなくなったため、GC接続、IC接続共に大幅な値上げとなっています。

アナログ電話サービスについては、これまでの政策によって競争が機能し、ユーザー料金の低廉化が実現してきましたが、電話トラフィックの需要は移動体やIP電話に移行し続けており、今後も接続料が上昇することが想定されます。このままでは、アナログ電話サービス市場における競争の維持は困難となり、結果として国民利便が阻害されてしまうことが懸念されます。

次期接続料算定に適用することを想定してとりまとめられたLRIC5次モデルは現行モデルのマイナーチェンジを前提として検討されましたが、平成23年度の接続料算定に向けては、例えば、契約は存在しているものの実際にはほとんどトラフィックが発生していない固定電話回線が増えつつあることを考慮するなどにより、LRIC方式による接続料算定の在り方自体を大幅に見直すことが必要です。そのためには、NTTがPSTNのみならず、IP電話への移行計画や電話サービスの将来像を早期に明確にすることが必須であり、NTTは国民利益の最大化のために、平成23年度以降の接続料算定の在り方の検討に必要となる情報を速やかに公表する必要があると考えます。

以上

# 意見書

平成 22 年 3 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちよう ふかた こうじ  
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちよう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :  
TEL  
FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 2 月 22 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

■はじめに

今回は平成22年2月22日付けで公告された接続約款の変更案について、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、弊社意見を申し述べます。

■弊社共意見

今回の長期増分費用方式による平成22年度の接続料について、トラヒック減少傾向が続く状況の下、NTSコストの段階的控除の終了およびき線点RT-GC間伝送路費用の付け替え率が増加したことで、3分換算でGC接続が前年度比約13%、IC接続が約8%という大幅な値上げとなっており、いずれも平成12年度の長期増分費用方式への移行後、最も高い料金水準に近づきつつあります。

そもそも、き線点RT-GC間伝送路費用については、『平成20年度以降の接続料の在り方について』答申において、利用者によるユニバーサルサービス費用負担を抑制する観点から、やむをえずNTSコストの一部として接続料原価に算入することと整理されましたが、その一方で、IPへのマイグレーションをふまえ、接続料の水準にも配慮しつつNTSコストの扱いを早急に検討することとされています。IPへのマイグレーションの道筋も不透明であることに加えて、現在でも国民の生活基盤であるPSTNサービスに関する接続料の水準が上昇し続けることは、競争事業者の競争力を失わせると共に、利用者利便性を損いかねません。

今後における平成23年度以降の接続料算定の在り方の議論については、PSTNにおいて引き続き電気通信市場の公正競争環境が維持され、利用者利便性の確保を図ることを旨として、NTT東西殿から具体的なIPへの移行計画の公表を待つて検討を行うのではなく、他のPSTN接続料も含めて平成23年度の接続料算定に反映出来る具体的なロードマップを策定した上で、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いなども含めて、検討を進めることが必要と考えます。

以上